

件名

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附 則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第十七条 内部モデル方式採用金庫（新告示第一条第九号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新告示第二百五十二条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>当分の間</u>、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十四号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。
改正前	附 則 （損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に関する経過措置） 第十七条 内部モデル方式採用金庫（新告示第一条第九号の三に規定する内部モデル方式採用金庫をいう。）は、新告示第二百五十二条の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、<u>基準日から起算して一年を経過する日までの間は</u>、損益要因分析テスト（新告示第一条第八十四号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。